

自治体名：北九州市

平成 30 年度活用メニュー及び新規提案

【活用メニュー】 2 件

- ・ 創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例（別紙 1）
- ・ 近未来技術実証ワンストップセンターの設置（別紙 2）

【新規提案】 1 件

- ・ 海外大学・大学院卒業留学生の日本語学校卒業後の就職活動継続に関する規制緩和
(別紙 3)

(参考)

平成 30 年度 活用メニュー数：2 件、認定事業数：2 件

平成 29 年度 活用メニュー数：3 件、認定事業数：5 件

自己評価

【評価できる点】

- ・ 創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例（平成 30 年 6 月 14 日認定）について、平成 30 年 7 月 2 日から申請の受付を開始したところ、7 件の相談があり、うち 2 名が申請し創業活動を開始した。そのうち 1 名が創業に至っている。
- ・ 近未来技術実証ワンストップセンターの設置（平成 30 年 10 月 23 日認定）について、平成 30 年 11 月 1 日に「高度産業技術実証ワンストップサポートセンター」を設置した。

当センターは、全特区で初めて複数分野（自動運転・小型無人機・電波）をワンストップで取り扱うとともに、初めて「電波」を支援の対象としている。

同年 11 月には、広くセンターを P R するためセミナーを本市において開催し、約 100 名が参加した。

平成 30 年度は、53 回の実証実験に結び付いている。

【課題】

- ・ 活用メニュー（ニーズ）の掘り起こしに苦慮している。

今後の取組方針（活用したいメニューや注力したい分野、検討中の新規提案 等）

【方向性】

- ・ 外国人の受け入れ環境の整備や近未来技術関連分野に注力したい。
- ・ その他、既に活用している事業についても、引き続き推進したい。

【具体案】

- ・ 現在WGで議論いただいている、本市提案の「海外大学・大学院卒業留学生の日本語学校卒業後の就職活動継続に関する規制緩和」及び「大規模国際大会誘致等に向けた留学生の資格外活動許可に係る規制緩和」が実現すれば、速やかに活用したい。
- ・ 近未来技術関連については、「高度産業技術実証ワンストップサポートセンター」の周知に努めるとともに、新規提案については、電波法関連の特例を提案したいと考えている。

外国人創業活動促進事業（スタートアップビザ）

- 北九州市では創業を促進する取組みとして、創業した人、創業を目指す人、それを支えるリソース、ノウハウを持つ人が交流できる「北九州スタートアップネットワークの会」を設立し、市を挙げて創業を応援。
- 外国からの注目が年々高まっているところ、優秀な外国の英知を活用するため、外国人が本市において創業することをより容易に。

1. 従来の制度において申請した場合

北九州市で
創業したい！

外国人が日本で創業するには、

- ① 資本金等500万円以上
- or
- ② 常勤職員を2名以上雇用
が必要



特区の活用

2. 入管法の特例を活用した場合

北九州市
CITY OF KITAKYUSHU

北九州市が
創業活動計画を確認



（特例措置の内容）

半年間の創業準備期間を得ることで
創業準備がより円滑に！

別紙1

スタートアップビザの実施により、外国人が北九州市で創業しやすくなるだけでなく、日本人創業者と外国人創業者のビジネス上の相乗効果（海外展開等）を促進！

北九州高度産業技術実証ワンストップサポートセンターの設置

北九州市では、高度な産業技術である自動車の自動運転、小型無人機及び電波利用の実証実験の支援を強化するため、国と共同で「北九州高度産業技術実証ワンストップサポートセンター」を設置し、関係府省庁、道路・土地管理者、地元関係者等との調整を行う等、支援機能の充実を図る。

【これまでの取組例】

【自動車の自動運転】



自動運転バス・一般車両公道実証



インフラ点検実証



3次元地図と通信技術を活用した自動飛行実証

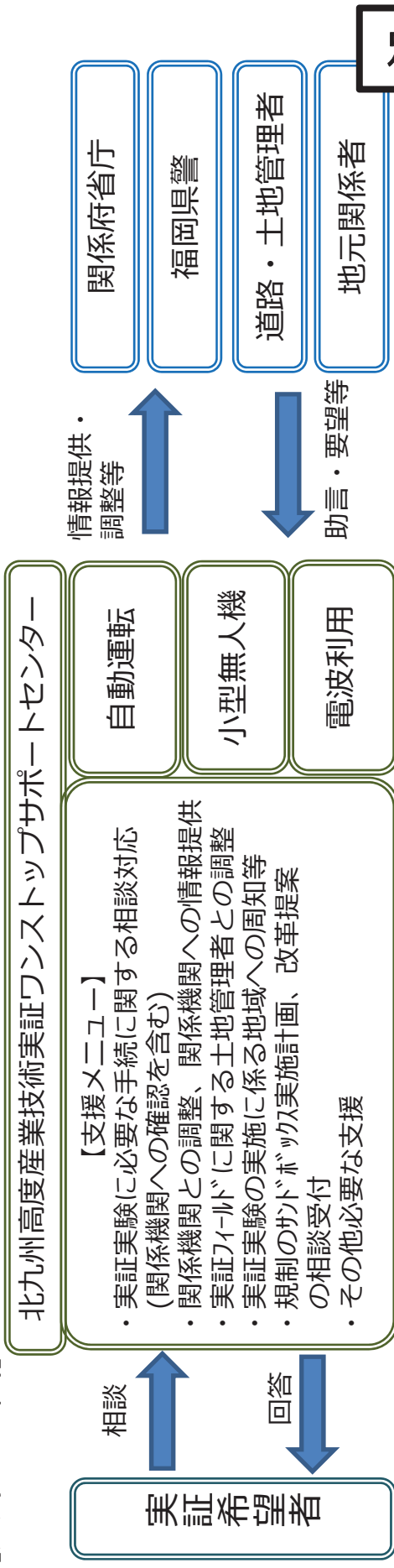
【小型無人機】

【電波利用】



L PWA見守り実証 ドローン監視レーダー実証

【スキーム図】



近代日本の産業革命の地・北九州市をフィールドに第4次産業革命を実現！

【背景】

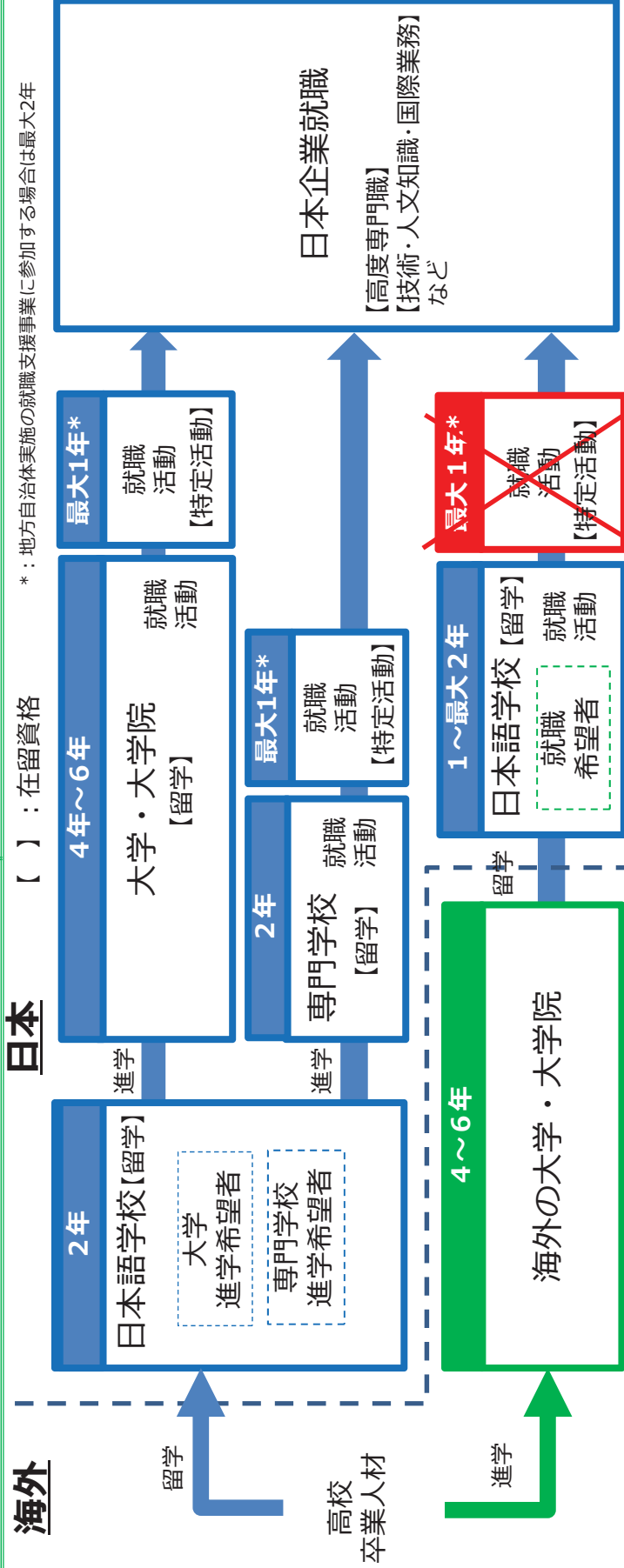
〔未来投資戦略 2018〕 2-3. 外国人材の活用推進
 高度外国人材の「卵」である優秀な外国人留学生の国内就職率の向上に向け、外国人学生の呼び込みから就職に至るまで一貫した対応を行うとともに、留学生と産業界双方のニーズを踏まえた効果的なマッチングを図る。

【現状と課題】

○ 海外の大学・大学院を卒業後に日本での就職を目指して来日した留學生が、日本語学校卒業後に就職活動の継続を希望する場合、在留資格「特定活動」への切替えによる在留期間の延長は認められていない。
 ○ 日本語学校在学中に採用通知が得られなかった場合、「帰国」あるいは就職活動を継続するために「進学」している。

海外

日本



【規制緩和提案】

海外大学・大学院卒の留學生が、日本語学校卒業後も就職活動継続を希望する場合、日本の大学・大学院・専門学校卒の留學生と同様に、在籍校の推薦状を添えて入国管理局に申請すれば、在留資格を切替え、在留期間の延長を可能とする。

【効果】

- 日本での就職を目指して来日する優秀な外国人留學生の増加！
- 海外で「高度な専門性」、日本で「日本語力」を身につけた「高度外国人材」等の日本国内就職率の向上！
- 産業都市・北九州市における理工系エンジニア等求人企業と留學生の就職マッチング促進！